

第21号(令和2年度春)掲載記事

第21回「2019年度エッセイ」の紹介

11月30日は「イイミライ」と言うことでH26年から「年金の日」として、日本年金機構は、公的年金をテーマにしたエッセイを募集、1,290件の応募がありました。入選したエッセイの抜粋を紹介します。

日本年金機構理事長賞 福島県 大戸 和子 様 (50代 女性)

「お父さんありがとう」、今心からそう言えます。

私が、20歳の誕生日になった時でした。父は、帰ってくるなり、「年金に入れたからな」と私に嬉しそうに、年金手帳を渡してくれました。当時、我が家は妹と二人姉妹で二人とも大学に通っていました。二人分の大学の学費を出すのは大変だったと思います。そんな中でまだ年金加入が義務化されない時代に父は、20歳になった私たちを国民年金に加入させてくれました。

父は何時も年金を納めるお金を忘れることなく、生活費とは別に毎月送ってくれました。私は、そのお金と振込用紙をもって役場の年金課に毎月お金を納めに行ったのを覚えています。あの時代、まだ20歳で年金に入ることを義務化されていないときでした。

年金のお知らせ通知にも、20歳から働くまでの間、国民年金に加入しており、その払い込み年数が書いてあります。少子高齢化時代、みんなで支えあう日本の年金システムを、私たち一人ひとりが支えていけたらよいと考えております。誰のためでもない、一番は自分のため、そしてその自分が生活する地域の人々の生活を支えるため、年金は私たちにとって支えあう重要なシステムです。

退職も近くなり、年金を支払う側から年金をいただく側にあと何年かで変わります。年金と自分を、考えることが多くなりました。老いることは不安もありますが、人が人を支えることは素晴らしいこと。「感謝の気持ち」を忘れることなく、年金をいただきながら幸せに生きていきたいと考えております。「ありがとうお父さん」

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治

第22号(令和2年度夏)掲載記事

第22回 年金のトピックスと概説

最近 (H29以降) の年金の主な報道とその概要を説明します。

1. 2017. 12 受給資格期間の短縮

●老齢年金の受給に必要な保険料納付済期間を従来の25年から10年に短縮。

新聞等では、掛け捨て防止、64万人を救済などと報じられた。

●遺族年金、障害年金は従来通り。

2. 2018. 4

●マクロ経済スライドルールの見直し

●キャリアオーバー制度の施行

(第14回 年金額改定ニュース参照)

3. 2019. 4

在職老齢年金の支給停止の基準となる額の変更
46万円から47万円へ変更

4. 2019. 12

年金生活支援給付金制度の施行 (年金の追加)

●障害年金受給者:

障害等級により月5,000円、月6,250円

●遺族年金受給者: 月5,000円

5. 2020.4からの年金額の改定

●公的年金の支給額は0.2%アップするが2年連続の「マクロ経済スライド」で年金水準としては実質低下

●国民年金: 満額で月65,141円

厚生年金: モデル世帯で月220,724円

6. 2021.4 賃金・物価スライドルールの見直し

(H28法、114)の施行

消費生活アドバイザー OB 木暮晃治